

高齢者等住み替え支援事業

「高齢になり除雪や庭の手入れなど持ち家の管理が大変になってきた」

「子どもが独立し、2階の部屋は使っていない。もう少し小さい住宅に住み替えたい」

「住み替え先は決まったけど持ち家をどうにかしたい」

持ち家から住み替えを希望する高齢者等世帯に対し、高齢者向け住宅等の情報を提供するとともに、住み替えをして従前の持ち家を空き家バンクに登録した場合に補助金を交付します。

1 事業の目的

空き家発生の未然防止・地域の活性化

高齢者等世帯の住み替えを支援するとともに、住み替えにより使用しなくなる住宅への新たな入居を促し、空き家発生の未然防止と地域の活性化を図ります。

2 事業の概要

○高齢者等が住み替えを希望したとき

町内の高齢者向け住宅等の情報を提供します。

サービス付高齢者向け住宅、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウス、グループホームなどの入居要件、家賃などの情報

○高齢者等が世帯住み替えをし、持ち家を空き家バンクに登録したとき

住み替え先が町内の場合 20万円を補助

住み替え先が町外の場合 10万円を補助

住み替え先は、高齢者向け住宅等のほか、民間賃貸住宅、親族との同居など居住形態は問いません。(高齢者等以外の方が同居している場合は、これらも含めて全員が他の住宅へ住み替えて空き家バンクへの登録をしてください。)

3 高齢者等世帯（補助の対象者）

○高齢者等（65歳以上又は要介護・要支援認定を受けている人）の単身世帯

○いずれか又は両方が高齢者等である夫婦世帯

このほかに補助を受けることができる方の要件

- (1) 同居者も含めて町税に滞納がないこと
- (2) 同居者も含めて暴力団員でないこと
- (3) 過去にこの要綱による補助金の対象となった高齢者等でないこと

※年齢は、持ち家から住み替える時点の満年齢です。

4 補助金交付申請

高齢者等世帯が持ち家から住み替え、空き家バンクへの登録が完了したときは、次の書類を添付して補助金交付申請をしてください。

- ①住み替えの概要調書
- ②町税納入状況調査同意書
- ③暴力団員でないことの誓約書

審査の上、予算の範囲内で補助決定をして補助金を交付します。

※住み替え後1年以内に申請をしてください。

5 登録住宅の活用に向けた情報提供

空き家バンクに登録された住宅が活用されるように、インターネット上で登録住宅の情報を公開するほか、購入希望者に対し町の補助制度等の情報を提供します。

- 空き家活用定住促進事業
(最高70万円)
 - 購入費の一部を補助・・・50万円
 - 転入者世帯加算・・・10万円
 - 子育て世帯加算・・・10万円
 - フラット35の金利優遇(当初5年間0.25%優遇)
- やさしい住宅改修事業
対象者が同居する住宅のバリアフリー改修
対象工事費の一部を補助 最高20万円
- 耐震改修促進事業
耐震診断：3万円、 耐震改修：最高30万円

6 事業の流れ

